

2026年DC法令改正目前！

退職金制度と

企業型確定拠出年金(DC)セミナー

参加費
無料

人材確保や定着において重要な退職金制度には、様々な準備方法があります。その一つが2026年4月以降、法令改正が予定されている**企業型確定拠出年金(DC)**です。この制度は、iDeCoと同じように60歳を過ぎてから受け取ることができる企業年金であり、従業員様の運用次第では受取額を増やすことも可能です。本セミナーでは、退職金制度の基本から企業型確定拠出年金とは何かを解説いたします。ぜひご参加ください。

日時

2026年 3月 4日 (水)

14:00~15:00 (入室: 13:40~)

対象者

- ・退職金制度の導入を検討している方
- ・企業型確定拠出年金(DC)に興味がある方
- ・退職金制度を充実させたい方

形式

ハイブリッド開催

オンライン (定員: 50名)
当所304会議室 (定員: 20名)

講師

りそな銀行 信託年金営業部
富樫 良広 氏

内容

①会社を取り巻く環境

- ・「人財」確保での企業年金活用
- ・加入者増加中のDC
- ・様々な退職金・年金制度

②企業型確定拠出年金(DC)制度とは

- ◆企業型確定拠出年金(DC)の基本
 - ・DC、DBの違い
 - ・DCの仕組みとメリット
 - ・給与選択制DCの仕組み
- ◆福商DCプランについて
 - ・商品ラインナップ、手数料
 - ・加入要件、加入スケジュール



申込方法

右記QRコードからアクセスし、申込フォームに必要事項をご入力ください。

【申込締切日】 2月26日(木)17時00分



※本セミナーは、災害等の影響により予告なく内容を変更、あるいは中止することがございます。
※ご入力いただきました情報は、福岡商工会議所及びりそな銀行からの情報提供のために利用することがあります。

お問合せ

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL 092-441-2845 FAX 092-441-2810

主催：福岡商工会議所
共催：りそな銀行

国内外と九州の 経済をめぐる話題

定員
100名
参加費
無料

世界経済は米国の関税・通商政策の変化、生成AI投資の加速、食料品をはじめとする物価上昇など、大きな転換期を迎えています。日本国内でも、海外情勢や物価、金融面の動向が企業活動や家計に影響を与え、九州経済もこうした潮流の中で変化を続けています。

今回、当理財部会では、日本銀行福岡支店長 佐久田健司氏 を講師に迎え、内外経済や金融政策の動向、九州経済の現状、福岡発展の歴史とその含意といった話題について、わかりやすくお話いただきます。

日時

令和8年3月9日（月）

13：30～15：00（13：00より受付）

場所

福岡商工会議所 4階
401～404会議室

内容

- 内外の経済情勢
- 金融政策の動向
- 福岡発展の歴史とその含意

申込

当所HPよりお申込みください

<https://www.fukunet.or.jp/fcci-events/event-2026-03-018/>

右記二次元バーコードより
読み取りください。



締切

令和8年3月2日（月）



講師

佐久田 健司氏

日本銀行 福岡支店長

平成6年に京都大学法学部を卒業し、日本銀行に入行。令和1年から新潟支店長、令和3年に調査統計局参事役、令和4年から業務局審議役を経て、令和6年から福岡支店長に就任。

お問合せ：福岡商工会議所 総合企画部 経理・財務グループ

TEL：092-441-1115 FAX：092-474-3200 E-mail：fkkeiri@fukunet.or.jp

福岡商工会議所の会員にご入会いただくとご加入いただける生命共済制度は、低廉な掛金で安心の保障が得られ、慶弔金制度としてお役立ていただける中小企業に適した保険です。

会員様
限定
※6

あなたの会社は、大切な従業員の もしもの備えに万全ですか？

【無保険】

労災保険にしか入っておらず、従業員に万が一のことがあった際、業務時間内・時間外問わず手厚く保障される保険に入っていない。

【福利厚生の充実】

従業員が安心して長く働けるように福利厚生を充実させたいけど、何をしたら良いのだろうか？

【経費削減】

そこまで保険にお金はかけられない。もっと手ごろな掛金で加入できる保険はないだろうか？

「生命共済制度」加入で解決



～主な特徴～

- ✓ **死亡保険金200万円の保障が月々318円～** ※1
- ✓ **24時間 365 日保障** ※2
- ✓ **商工会議所独自の通院見舞金、結婚・出産・二十歳祝金を給付** ※3
- ✓ **1年間の掛金に対して配当金(5年間平均 約45%)の還元** ※4
- ✓ **掛金は全額損金または必要経費に算入可能** ※5

※1 不慮の事故による死亡・高度障がいの場合の保障(病氣死亡は100万円)で、15歳～35歳(男性)の1口あたりの月額掛金です。掛金は年齢、性別、口数により異なります。ご検討・ご契約にあたっては、パンフレット(契約内容重要事項記載資料)を必ずご覧ください。ご加入は15歳から70歳まで、更新継続は80歳まで可能です。保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)にすることができます。

※2 業務上・業務外を問わず、不慮の事故・病氣死亡まで、24時間365日保障します。

※3 不慮の事故による通院、結婚、出産、二十歳になられた場合などに当所独自の見舞金・祝金をお支払いします。(生命保険ではありません)

※4 収支計算を行い剰余が生じた場合、配当をお支払いします。(記載の内容は2025年7月時点での平均配当率です)

※5 記載の内容は2025年7月時点の税制に基づくもので、今後税務取扱いが変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

※6 非会員の方も当所会員入会と同時に生命共済制度にご加入いただけます。詳しくは当所までお問合せ下さい。

<委託保険会社(順不同)>

大同生命保険㈱(事務幹事会社)、アクサ生命保険㈱、日本生命保険(相)、第一生命保険㈱、富国生命保険(相)、明治安田生命保険(相)、大衛生命保険㈱、住友生命保険(相)、東京海上日動あんしん生命保険㈱、三井住友海上あいおい生命保険㈱、ジブラルタ生命保険㈱、SOMPOひまわり生命保険㈱

FAX 092-441-2810

ご希望事項に○印をつけ、切り取らずにFAXにてご返送ください。

生命共済制度の

1. 加入の手続きを希望 (委託保険会社によるお手続き) 2. 内容を聞きたい (会議所職員からのご説明) 3. 資料が欲しい

貴社名	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員	ご担当者様/フリガナ / 様
ご住所	TEL	

※ご記入いただきました個人情報は、当所の委託保険会社に提供し、委託保険会社の担当者が共済制度のご案内をお届けする目的にのみ利用させていただきますのでご了承ください。

[事務処理欄] ◆処理日() ◆担当者()

団C-2025-0015-S (2025年7月17日) G3933

小規模企業振興委員

お問合せ

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ
〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2-9-28
TEL 092-441-2845 FAX 092-441-2810

詳しくは、当所HP
またはこちらのQR
コードでご覧下さい。

会員とは? 生命共済とは?



労働保険事務組合 福岡商工会議所からのご案内

労災保険の特別加入制度(中小事業主等)を 活用してみませんか?



社長・役員も従業員の皆さんと現場と一緒に仕事する機会が多い

※ここでの役員とは事業経営にかかわる副社長・専務などで、事業主(社長)の指揮命令下での現場作業を兼任されている役員等は、この限りではありません。

もし社長・役員の皆さんが現場でケガなどを負った場合?

- ◎社長・役員は労災保険の適用対象外となります。
- ◎業務中のケガ等の場合には、原則として健康保険制度を利用することができません。
- ◎その場合の治療費・通院費用等については全額自己負担となってしまいます。

**そんな時を考えて、社長・役員の方々も
国の労災保険が使える「特別加入制度」をご検討されませんか?**

※制度活用には一定の要件がございます

詳細はこちら



お問い合わせ先: 労働保険事務組合 福岡商工会議所 商業振興グループ TEL:092-441-2169

※お問い合わせをいただく場合は、このページをコピーして、下記フォームに必要事項をご記入の上、FAX又はメールでお送りください。
後日当事務組合よりご連絡差し上げます。

お問い合わせフォーム

ご希望の項目に☑を	<input type="checkbox"/> 資料が欲しい・ <input type="checkbox"/> 説明を聞きたい(<input type="checkbox"/> 来所・ <input type="checkbox"/> 電話)		
事業所名			
住所	〒 - -		
事業所TEL	- -	事業所FAX	- -
ご担当者名		ご担当者TEL	- -

送信先

労働保険事務組合 福岡商工会議所 商業振興グループ 行
FAX:092-482-1523 E-mail:fkrouho@fukunet.or.jp

セキュリティ対策は、 デジタル化の最重要課題！

診断無料



NW・セキュリティ診断



YOKA-DIGIでは、共同事務局の一角を担うNTT西日本(株)より、事業者の皆様
「NW・セキュリティ診断」を実施しております。
事業者様のセキュリティにおける現状把握と対策のきっかけ作りにご活用ください。

こんなお悩みの事業者におすすめ



セキュリティ対策にどこから手をつけるべきか迷っている事業者の方



新しい機器の導入やネットワーク構成を変更・増強したばかりの事業者の方



情報漏えいサイバー攻撃のニュースを見て不安を感じている事業者の方



専門的なセキュリティ知識を持つ人材が社内
にいない事業者の方

この診断で分かること



自社のセキュリティレベルの現状把握



脆弱性やリスクの確認



改善すべきポイントの提案



今後の対策の方向性の明確化

診断の流れ

STEP
01

申込フォーム
入力・送信



STEP
02

事業者様へご連絡※1



STEP
03

セキュリティ診断
実施



STEP
04

診断結果報告



※1 事業者様へのご連絡はYOKA-DIGI共同事務局の1社であるNTT西日本(株)および、グループ企業であるNTT西日本ビジネスフロント(株)の担当者より行います。

お申込み方法

- 右記の二次元コードより、「NW・セキュリティ診断」ページへアクセス。
- 申込フォームに必要事項を入力して送信。

ご入力いただいた情報は、YOKA-DIGI共同事務局の1社である**NTT西日本(株)**
および、**グループ企業であるNTT西日本ビジネスフロント(株)**に共有の
うえ、同社担当者よりご連絡させていただきます。

＼スマホで簡単申し込み！／
NW・セキュリティ診断



【ご案内事項】

本セキュリティ診断サービスは、NTT西日本(株)およびNTT西日本ビジネスフロント(株)が提供するツールを利用し、事業者様の現状把握と対策の
きっかけ作りを支援するものです。
診断は実施時点での情報であり、将来にわたる安全を保証するものではありません。
診断結果はセキュリティ強化の参考としていただき、診断後の対策は事業者様ご自身の判断と責任で実施してください。
本サービス利用により生じたいかなる損害についても、福岡商工会議所、YOKA-DIGIコンソーシアム、およびNTT西日本(株)は一切の責任を負いか
ねますので、あらかじめご了承ください。

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ



中小企業庁
ミラサポplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

〈補助上限〉30万円～600万円 〈助成率〉3/4～4/5

〈助成対象経費の例〉 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

〈支援内容〉 ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-376
補助上限:最大450万円
補助率:1/2～4/5

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
補助率:1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター:
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大4,000万円
補助率:1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局
サポートセンター:
050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。 **※令和7年度の交付申請は11月28日(金)まで!**

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

詳しくはこちら



(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

詳しくはこちら



※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら



(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(貸金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(貸金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

問合せ先

・一般社団法人環境共創イニシアチブ

・(I)工場・事業場型

(先進枠) 03-5565-3840

(一般枠/中小企業投資促進枠)

03-5565-4463

・(II)電化・脱炭素燃転型

03-5565-3840

・(IV)エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

詳しくはこちら



中小企業新事業進出補助金

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

補助上限:最大9,000万円

補助率:1/2

問合せ先

新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム):

<https://shinjigyounet.jp/>

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



固定資産税の特例措置

生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、償却資産に係る固定資産税の特例措置を受けることができます。

(※)雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる場合は課税標準が3年間1/2に、3.0%以上増加させる場合は5年間1/4に軽減されます。

問合せ先

- <先端設備等導入計画の作成等>
 - ・先端設備等の導入先の市区町村
 - <税制>
 - ・中小企業税制サポートセンター
- 03-6281-9821

詳しくはこちら



企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃上げ貸付利率特例制度

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

(※)審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

問合せ先

日本政策金融公庫
電話番号:0120-154-505

詳しくはこちら



賃金引き上げ特設ページ(厚労省)

最低賃金の情報や賃上げ事例を発信！
賃金引上げに向けた取組事例や各都道府県の賃金引上げ支援策を掲載

- ◆ 最低賃金額や発効日等の情報、賃金引上げの取組事例等を掲載しています。
- ◆ 厚生労働省の運営する「最低賃金特設サイト」内に設置しています。

詳しくはこちら



賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト(中企庁)

賃上げや最低賃金の対応をサポート！
収益向上のヒント、補助金・助成金・税制・相談窓口などをまとめてチェック

- ◆ 賃上げ原資の確保に役立つ支援策を一覧で参照できます。
- ◆ 中小企業庁の運営する補助金サイト「ミラサポplus」内に設置しています。

詳しくはこちら



適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(改正下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

問合先

詳しくはこちら



各都道府県のよろず支援拠点

下請かけこみ寺

※令和8年1月1日より、取引かけこみ寺に名称変更予定。

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合先

詳しくはこちら

フリーダイヤル：0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



伴走支援の強化

今回の最低賃金引き上げに伴い各支援機関での伴走支援の強化を行っております。最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関(商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継引継ぎセンター等)までお越しく下さい。

※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトからご確認ください。

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

● 適用基準に「従業員基準」を追加

従来は資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

● 対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

● 「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります



公正取引委員会

取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者には責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

